

地方創生推進事務局 国家戦略特区ワーキンググループ
ヒアリング資料

保安林解除手続きに係る特例措置の 提案の実施について

平成31年3月20日
農林水産省 林野庁

1 愛知県の提案に対する当省の考え方①

H30.12.13国家戦略
特区WG資料(抜粋)

【提案1】 特定の場合における保安林解除に係る用地事情要件の一部適用除外

既存の工場・事業場と一体的に生産・研究開発を行うために隣接地の保安林を解除する場合には、「用地事情等」に関する要件のうち「他に適地を求めることができないか、又は著しく困難であること」を適用しない。

【当省の考え方】

愛知県の提案では、国民の生命・財産を守るために特に公益的機能の発揮を図る必要がある森林として指定している保安林の解除要件を緩和するものであるため、保安林の機能の発揮に支障が無いよう、要件を追加した修正案を提出する。

【提案2】 地方自治体が行う事業に伴う保安林解除の「確定告示」の前倒し

事業者が都道府県（地方公営企業を含む。）であり、代替施設の設置等が確実に講じられる場合には、造成工事完了後、速やかに保安林解除の確定告示を行う。

【当省の考え方】

愛知県の提案では、主要な代替施設以外の施設が設置されなかった場合の対策が不十分であるため、そのことが明らかな場合の措置を追加した修正案を提出する。

3 【提案1】に対する農林水産省の意見

H30.12.13国家戦略
特区WG資料(抜粋)

愛知県の提案内容(要件)

農林水産省修正案

理由等

① 当該事業の主たる区域が保安林以外であること。(事業区域面積のうち保安林の割合が25%以下)

① 当該事業(拡張する事業のことをいう)区域の主たる区域が保安林以外であること。

・「当該事業」の定義を明確化するため。

② 当該事業が既存事業との一体性を有するものとして、その区域が既存事業の主たる区域に隣接していること。

② 当該事業が既存事業と一体的に実施されるものであり、当該事業区域が既存事業の主たる区域に隣接していること。

・一部表現の適正化を図るため。

③ 当該事業に伴い森林率が35%以上確保されるものであること。

③ 当該事業に伴い森林率が35%以上確保されるものであること。

・愛知県の提案内容(要件)どおり

④ 当該事業が公的な計画に位置付けられた重要分野に係るものであり、都道府県(地方公営企業を含む。)が事業主体となる事業であること。

④ 当該事業が公的な計画に位置付けられた重要分野に係るものであり、都道府県(地方公営企業を含む。)が事業主体となる事業であること。

・愛知県の提案内容(要件)どおり

—

⑤ 事業環境の変化等により、既存事業を当該箇所拡張する必要があること。

・やむを得ない事情がある場合に限り、保安林解除を認めているため。

—

⑥ 既存事業に隣接した土地に保安林以外の利用可能な土地がある場合は、当該土地を優先して利用する計画であること。

・保安林以外に利用可能な土地があるにも関わらず、隣接する保安林だけが開発されないようにするため。

—

⑦ 都道府県知事は、生活環境の保全・形成機能の維持増進を図る観点から、当該事業区域内の残置森林(普通林)及び造成森林について、保安林に指定すること。

・保安林の機能の確保のため、一部要件を追加する必要があるため。

4 【提案2】に対する農林水産省の意見

H30.12.13国家戦略
特区WG資料(抜粋)

愛知県の提案内容(要件)

農林水産省修正案

理由等

① 主要な代替施設(排水施設、流出土砂貯留施設及び洪水調節施設)の設置が完了していること。

① 主要な代替施設(排水施設、流出土砂貯留施設、洪水調節施設等であって、**農林水産省と事前に協議した上で決定した施設**)の設置が完了していること。

- ・ 解除する保安林によって、何が主要な代替施設になるのか、変わる場合があるため。

② 未完成の代替施設に関する工事完了の期日が明確になっていること。また、当該施設の工事完了までの防災措置が計画されていること。

② 未完成の代替施設に関する工事完了の期日が明確になっていること。また、当該施設の工事完了までの防災措置が計画されていること。

- ・ 愛知県の提案内容(要件)どおり

③ 確定告示までの間において、万が一自然災害が生じた場合には、事業者(地方公営企業を含む都道府県)は、都道府県知事及び農林水産大臣に報告を行うとともに、事業者の責任において復旧作業等を確実に行うこと。

③ 確定告示までの間において、万が一自然災害が生じた場合には、事業者(地方公営企業を含む都道府県)は、都道府県知事及び農林水産大臣に報告を行うとともに、事業者の責任において復旧作業等を確実に行うこと。

- ・ 愛知県の提案内容(要件)どおり

④ **主要な代替施設以外の施設が設置されなかった場合、当該保安林の解除区域について、保安林の機能を回復させる措置が講じられること。**

- ・ 代替施設が設置されないことが明らかな場合は、森林に復旧する等の対応が必要であるため。